

一人親方の皆様へ

一人親方としての安全を守るために！ 安全衛生経費の重要性と見積書のポイント

- 一人親方として建設現場で働く皆さんにとって、安全は何よりも大切です。しかし、その安全を守るためには、適切な「安全衛生経費」を見積もり、確保することが必要不可欠です。本資料では、一人親方として知っておきたいポイントを解説します。



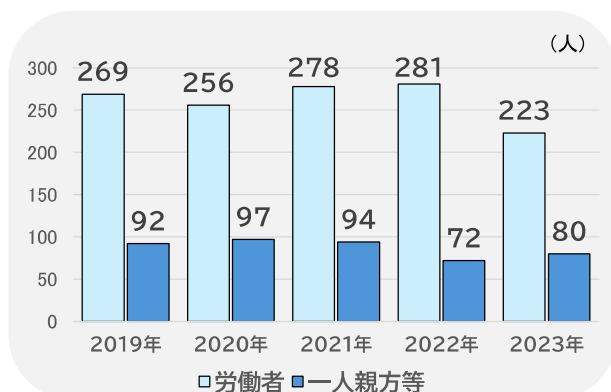
労働災害の現状とリスク

建設業は他の産業に比べて災害・事故が多くなっています。2023年に建設業で働く一人親方等が業務中に亡くなった死亡災害は、年間80人となっています※。この深刻な状況を受け、国土交通省と厚生労働省は、各種指針において「安全衛生経費の適正な確保」を重要な課題として位置づけています。

一人親方として自身の安全を守るためには、こうした経費を見積もりに適切に計上し、実際の安全対策に反映させることが不可欠です。

※ 出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」

建設業の死亡災害発生状況



直近5年間(2019～2023)で、労災で亡くなった一人親方等の数は平均87人です。



出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」(2024年)

安全衛生経費とは何か？その必要性を理解しよう

安全衛生経費には、主に以下のような項目が含まれます。

保護具の費用

- | | | |
|-------------------|---------|-----------|
| ①保護帽 | ④保護眼鏡 | ⑦防塵・防毒マスク |
| ②墜落制止用器具(銅ベルト型) | ⑤安全靴 | ⑧防塵フィルター |
| ③墜落制止用器具(フルハーネス型) | ⑥安全チョッキ | ⑨耳栓 |

仮設設備の費用(足場や墜落防止ネットの設置)

安全衛生教育の費用(作業前の安全教育や新規入場者への講習)

これらの経費が見積書に含まれていない場合、現場で必要な安全対策が不十分になり、災害・事故のリスクが高まります。国土交通省や厚生労働省は、これらの経費を「通常必要と認められる原価」として位置付け、発注者にもこの経費の確保を求めています。



労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。



次の場合、建設業法に違反するおそれがあります

CASE01

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与した保護具などの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第 19 条に違反

CASE02

元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第 19 条の 3 の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

CASE03

元請負人が、下請負人(一人親方含む)と請負契約を締結する際、口頭のみで契約した場合や、法定の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

建設業法第 19 条第 1 項に違反



安全衛生対策項目の確認表と標準見積書のご紹介

元下間における適切な安全衛生経費の確保を図るため、国土交通省と業界団体が連携して各種ツールを作成しています。

安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）

労働安全衛生法等に基づき、建設工事に必要な「安全衛生対策項目」をまとめた表です。元下間、下下間における「対策の実施分担」や「費用負担」を明確にすることができます。必ず作成し、安全対策の分担チェックや安全衛生経費の適切な支払いにつなげましょう。

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
労働安全衛生法 労働者の安全衛生を確保するための措置	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体	○		○	
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業橋台・吊り橋台の組立と解体	○		○	
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用		○		○
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来飛出物による危険の防止				
	揚重用具				
健康維持・環境保持の進め方のため	騒音設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対応（立入禁止措置）				
	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	トイレ、洗面所等				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

チェック欄に○を付けて、安全対策に係る注文者と下請の役割（実施分担・費用負担）を明確化

詳しくは 国交省 HP をご覧下さい。



安全衛生経費を内訳明示した見積書（型枠）

安全衛生対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、下請から元請に提出する見積書に内訳として明示したものです。各専門工事業団体が工種の特性等を踏まえた見積書を作成しています。

〇〇建設株式会社 御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

法定福利費 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

合計 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

施工場所

特記事項

業者コード

会社名 〇〇型枠工業(株)

住所

電話番号

FAX番号

提出期限

納期工期 RC造病院

現場質疑 地上7階建てRC造

工事番号 概出入は8*2ユニット車以上

項目番号 概図91・EV1、基礎H2450

名 称	仕 様	単位	数 量	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
a. 労務費								
	計 (a)	m						
b. 材料費		m						
c. 型枠運搬費		m						
	計 (a+b+c)	m						
d. 一般管理費		%	m					
e. 安全衛生経費		%	m					
	計 (a+b+c+d+e)	m						
	消費 税	10%						
	A. 施工費計							
法定福利費	※雇用主負担率	%	m					
	※当工事従事者加入率	100.0%						
	消費税	10%						
	B. 法定福利費計							
	合計 (A+B)							

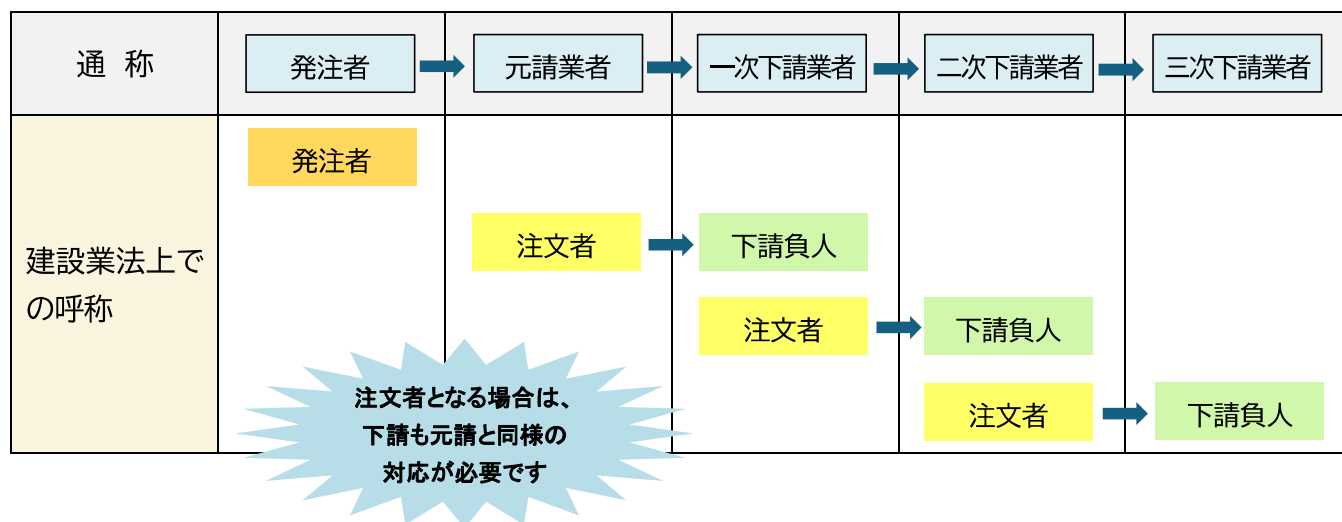
詳しくは 国交省 HP をご覧下さい。





関係請負人においても同様の対応が必要です

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、同様の対応が必要です。



国土交通省の取り組み

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は、下記のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



◆ お問い合わせ先 ◆

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省